

神戸市療育ネットワーク会議「第1回 医療的ケア児の支援施策検討会議」

(日時) 平成29年8月9日(水) 13:30~15:30

(場所) 神戸市役所1号館14階 1141会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 医療的ケア児の支援に関する課題について
- (2) 保育所等における医療的ケア児の受け入れについて
- (3) 医療的ケア児の実態調査について
- (4) 障害児福祉計画について
- (5) その他

3. 閉 会

資 料

資料1 神戸市療育ネットワーク会議開催要綱

資料2 「神戸市療育ネットワーク会議」について

資料3 神戸市療育ネットワーク会議／医療的ケア児の支援施策検討会議（概要）

資料4 医療的ケア児の支援に関する課題についての意見（一部）

資料5 神戸市の保育所等における医療的ケア児の受け入れについて（検討資料）

資料6 医療的ケア児の実態調査について（検討資料）

(参考資料)

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）
- ②医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について（平成28年6月3日厚生労働省関係局長通知）
- ③第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて

神戸市療育ネットワーク会議開催要綱

平成 29 年 5 月 1 日
こども家庭局長決定

第 1 節 総則

(目的)

第 1 条 障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けることができるとともに、障害の有無に関わらずあらゆる子どもが共にすこやかに成長できる環境づくりを推進するため、障害児支援に関する全市的な課題を共有し、必要な支援策について協議と施策の推進を行う場として、神戸市療育ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を開催する。

(会議の構成)

第 2 条 ネットワーク会議は、施策検討会議と事業者連絡会で構成する。

第 2 節 施策検討会議

(施策検討会議での検討事項)

第 3 条 施策検討会議においては、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 医療的ケアを要する障害児への支援に関すること
- (2) 障害児の地域生活の支援に関すること
- (3) 前 2 号に掲げる事項のほか、障害児の支援施策の推進に関すること

(施策検討会議の委員)

第 4 条 施策検討会議の委員は、次に掲げる者であって、検討が必要な事項に関する専門知識・経験等を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 障害児支援に関わる医療機関その他の事業所に従事する者
 - (3) 障害児の保育・教育機関の関係者
 - (4) 市職員
 - (5) 前 4 号に掲げる者のほか、こども家庭局長が特に必要があると認める者
- 2 こども家庭局長は、委員の中から会長を指名する。
 - 3 会長は、会の進行をつかさどる。
 - 4 こども家庭局長は、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。
 - 5 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末までとし、再任を妨げないものとする。

(施策検討会議の公開)

第 5 条 施策検討会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、こども家庭局長がこれを公開しないことを決定したときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 施策検討会議を公開することにより当該会議の公正かつ円滑な進行が著しく損なわれると認められる場合

2 施策検討会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

第 3 節 事業者連絡会

（事業者連絡会での情報交換事項等）

第 6 条 事業者連絡会においては、障害児支援に関わる事業者その他の関係機関が、次に掲げる事項に関する情報及び意見の交換を行う。

- (1) 障害児支援サービスのサービスの質の向上に関すること
- (2) 障害児支援事業従事者等の資質の向上に関すること
- (3) 前 2 項に掲げる事項のほか、障害児の支援の充実のために必要な事項

（事業者連絡会の開催）

第 7 条 事業者連絡会の開催に関して必要な事項は、こども家庭局家庭支援担当部長が定める。

第 4 節 その他

（施行細目の委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の開催に必要な事項は、こども家庭局家庭支援担当部長が定める。

附 則 （平成 29 年 5 月 1 日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日より施行する。

「神戸市療育ネットワーク会議」について

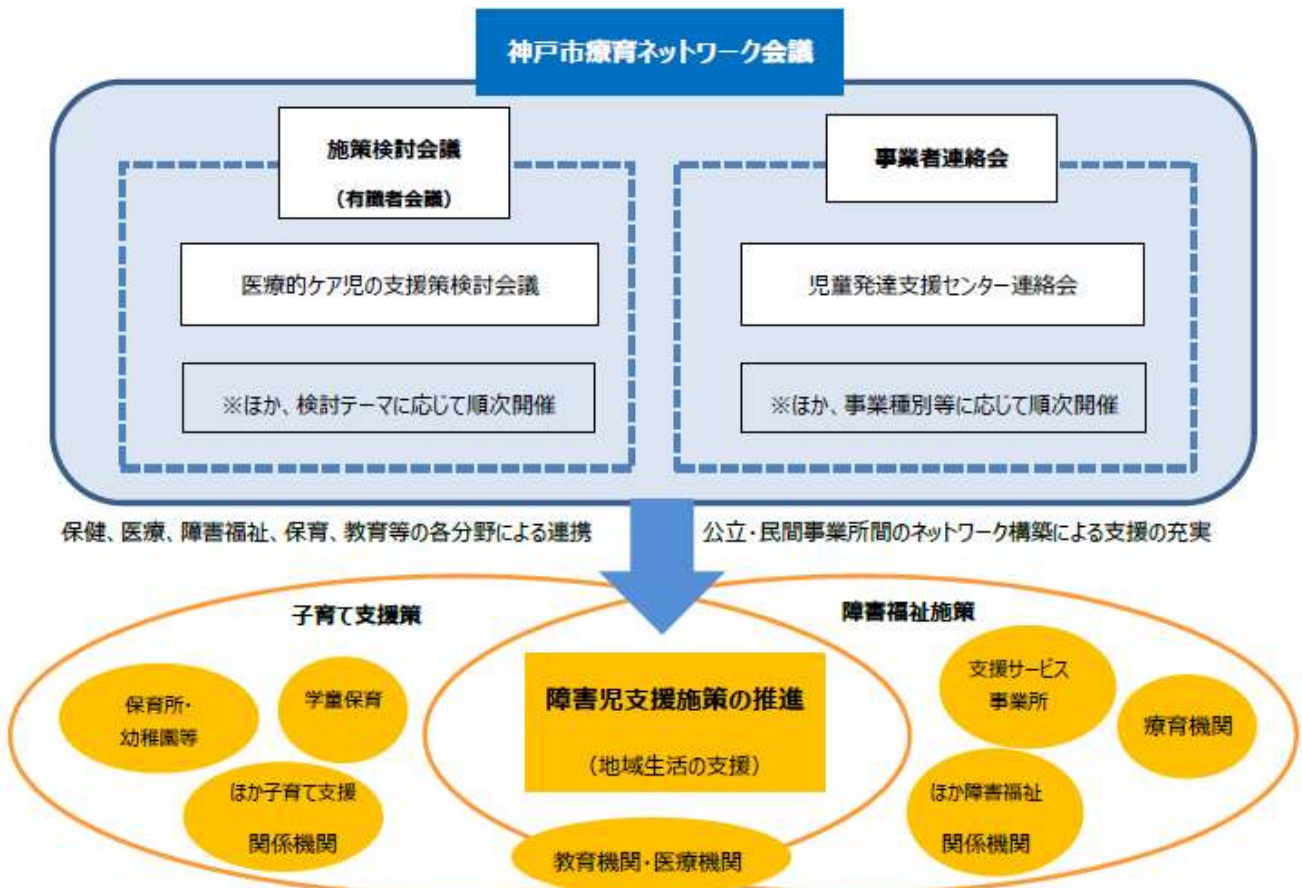
(平成 29 年度こども家庭局新規事業)

1. 目的

障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられるとともに、障害の有無に関わらずあらゆる子どもが共にすこやかに成長できる環境づくりを推進するため、障害児支援に関する全市的な課題を共有し、必要な支援策について協議と施策の推進を行う場として、「神戸市療育ネットワーク会議」を開催する。

2. 会議の運営方法

- (1) 障害児支援に関し検討が必要な課題（テーマ）に応じて、関係者が集まって情報共有や協議を行うとともに、検討した施策の実施主体として、メンバーが相互に連携し、それぞれの役割に応じた支援を推進していく。
- (2) 会議の実施目的・形態に応じて「施策検討会議」と「事業者連絡会」を開催する。
- (3) 「施策検討会議」においては、検討テーマに関わる学識経験者や民間事業者、市民代表等を委員として委嘱し、課題の共有や施策の検討を行う（有識者会議）。
※平成 29 年 8 月 9 日「医療的ケア児の支援施策検討会議（第 1 回）」を実施。
- (4) 「事業者連絡会」では、障害児の支援サービス等を提供する事業者同士が集まり、支援に関する情報交換や連携事業の実施（研修等）について検討する。
※平成 29 年 8 月 28 日「児童発達支援センター連絡会（第 1 回）」を実施予定。



神戸市療育ネットワーク会議／医療的ケア児の支援施策検討会議（概要）

1. 趣旨

「医療的ケア児（*）」に関わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関及び行政担当者が、支援の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることにより支援体制の充実を図るため、「神戸市療育ネットワーク会議」開催要綱にもとづく施策検討会議として、「医療的ケア児の支援施策検討会議」を開催する。

*人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児

（参考）児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2. 委員（平成 29 年度）

※外部委員は五十音順・敬称略

外部委員	もみじ訪問看護ステーション 所長	岩崎 美智子
	にこにこハウス医療福祉センター 施設長	河崎 洋子
	神戸市立青陽東養護学校 校長	河地 満則
	神戸大学大学院保健学研究科 教授	高田 哲 ※会長
	兵庫県立こども病院 小児科部長	宅見 晃子
	神戸市重度心身障害児（者）父母の会 会長	武田 純子
	神戸市医師会 公衆衛生担当理事	浪方 由美
	神戸市私立保育園連盟 理事	灰谷 政之
内部委員	こども家庭局家庭支援担当部長	常深 幸子
	保健福祉局障害福祉部障害者支援課長	三浦 久美子
	こども家庭局こども企画育成部母子保健担当課長	東坂 美穂子
	こども家庭局こども企画育成部総合療育センター相談診療担当課長	石尾 陽一郎
	こども家庭局子育て支援部指導研修担当課長	内山 由美
	こども家庭局こども家庭センター発達支援・判定指導担当課長	奥谷 由貴子
	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課長	秋定 敦

医療的ケア児の支援に関する課題についての意見（一部）

- 就学前の医療的ケア児の居場所が少なく、同年代の子どもと接したり集団生活をしたりすることによって成長する機会が与えられにくい。
- 医療的ケア児を受け入れられる保育所等が限られており、医療的ケア児の保護者の就労は非常に困難な状況である。
- 保育所等で医療的ケア児を受け入れるためには看護師の配置や設備面での配慮等が必要となるが、コスト面の問題や人材確保の難しさなどから、実現できない。
- 「医療的ケア」と一言でいっても、それぞれの子どもの状態や必要とするケアの内容はさまざまであり、年齢によっても変化する。それぞれの状態に応じた支援を行う必要があるが、それができる施設や事業所はわずかである。
- 地域の医療機関や訪問看護ステーション等のうち、小児対応が可能なところは限られているが、重度の障害児に対応できるところはさらに少ない。病院から退院して在宅生活をするために訪問看護ステーションを利用する場合でも、指示をしてもらう医療機関を見つけることが難しい場合も多い。
- 障害児の支援事業所等においても、医療的ケア児を受け入れられる施設は少なく、受け入れているところでも、適切な支援が行えていない場合もある。
- 保育所等において医療的ケア児を受け入れるために看護師を配置しようとしても、人件費や人材不足の問題があり、困難な状況である。
- 医療的ケア児を含めた重度の障害を持つ子どもの親は、子どもへの愛情を十分に持っていたとしても、毎日子どもの世話をすることで肉体的・精神的に疲弊してしまっている。支援する立場の人に、そういった親の声を直接聞いてもらう場をつくってもらい、実情を理解してもらった上で、支援策を実現してほしい。
- 医療的ケア児の支援の課題は多岐にわたるため、支援を行う側が優先順位をつけて、より緊急度の高いものから支援策を実現していく必要がある。

平成 29 年 8 月 9 日
神戸市療育ネットワーク会議資料

神戸市の保育所等における医療的ケア児の受入れについて（検討資料）

1. 事業の目的

保育の必要性があり、集団保育が可能で、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、心身の状況に応じて適切な保育が受けられるよう、保育所等における看護師配置等の体制整備を図る。

2. 保育所等で行う医療的ケアの内容

- (1) 経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- (2) 吸引（口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- (3) 酸素療法
- (4) 導尿
- (5) その他施設で対応可能な医療的ケア

3. 医療的ケア実施に向けて

(1) 基本方針（案）

- ①医療的ケア児の受入れを開始する施設においては、安全性を十分に確保したうえで、医療的ケアの内容や実施する時間帯等についてはある程度限定的に実施することとし、一定の時間をかけて段階的にケア内容の拡充を図る。

※実態調査などからニーズを把握し、次の段階の事業拡充を検討

- ②すでに看護師等を設置して医療的ケア児を受入れて保育を実施している私立保育所等（認定こども園、保育所、小規模保育事業所）においては、当該児童に対する医療的ケアを継続して実施することを検討（市の補助制度を創設）。

(2) 検討事項

- ①看護師配置体制
- ②主治医との連携
- ③施設での安全確保策
- ④緊急時対応
- ⑤利用にあたっての手続き等
- ⑥受入れ枠

医療的ケア児の実態調査について（検討資料）

1. 目的

神戸市内の医療的ケア児の状況を調査することにより、地域ごとの支援ニーズを把握し、効果的な支援策を検討するための基礎資料として活用する。

2. 対象

神戸市に在住する小学校就学前（0～5歳児）の医療的ケアを要する児童

3. 調査方法

（案1）医療機関への調査

- ①市内の医療機関へ調査票を送付し、当該医療機関が在宅療養指導管理料を算定している0～5歳の児童について、調査票による回答を依頼する。
- ②近隣市の医療型児童発達支援事業所のうち、神戸市在住の児童を受け入れている施設に対しても、同様に調査を依頼する。

（案2）医療的ケア児の保護者への調査

医療的ケア児が利用する医療機関を通じて、その保護者へ調査票を配布し、回答を依頼する。

4. 調査項目（案）

- ①居住区・町名
- ②年齢・性別
- ③ケアの内容（人工呼吸器、気管切開、在宅酸素療法、気管内・口腔内吸引、経管栄養、定期導尿 等）

（案2の場合）

- ④利用している事業所、サービスの種類等
- ⑤保護者の就労状況、就労希望の有無
- ⑥日常生活で困っていること 等

5. スケジュール（案）

平成29年8月～9月	調査内容・実施方法の検討、事前調整
10月	調査票の送付
11月～12月	回答結果の集約
平成30年1月	第2回医療的ケア児の支援施策検討会議にて結果報告 結果を踏まえた支援施策の検討

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

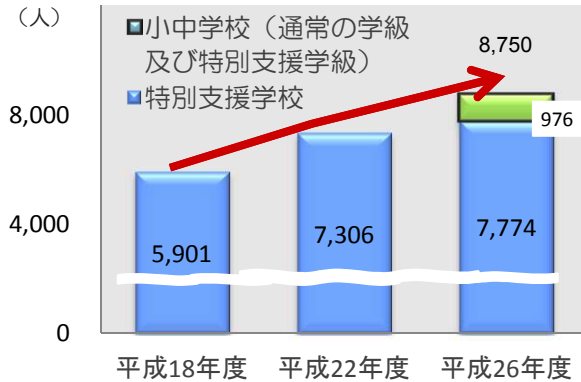
施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日(平成28年6月3日))

医療的ケアを要する障害児に対する支援

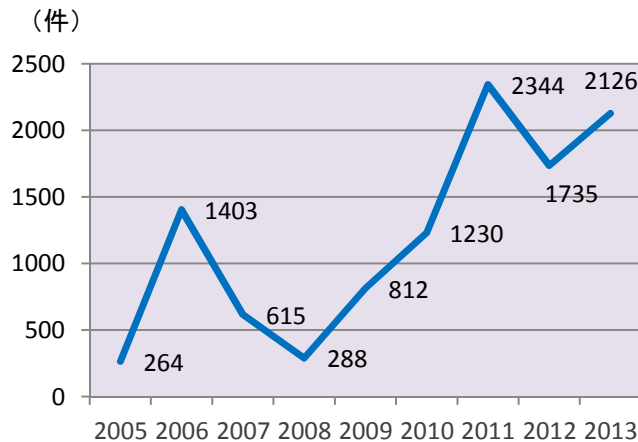
- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している。
 - このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めることとする。
- ※ 施策例： 都道府県や市町村による関係機関の連携の場の設置、技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制の構築

◆ 特別支援学校及び小中学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒数



出典：文部科学省「特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果」(※小中学校は平成24年度から調査)

◆ 在宅人工呼吸指導管理料算定件数(0~19歳)の推移



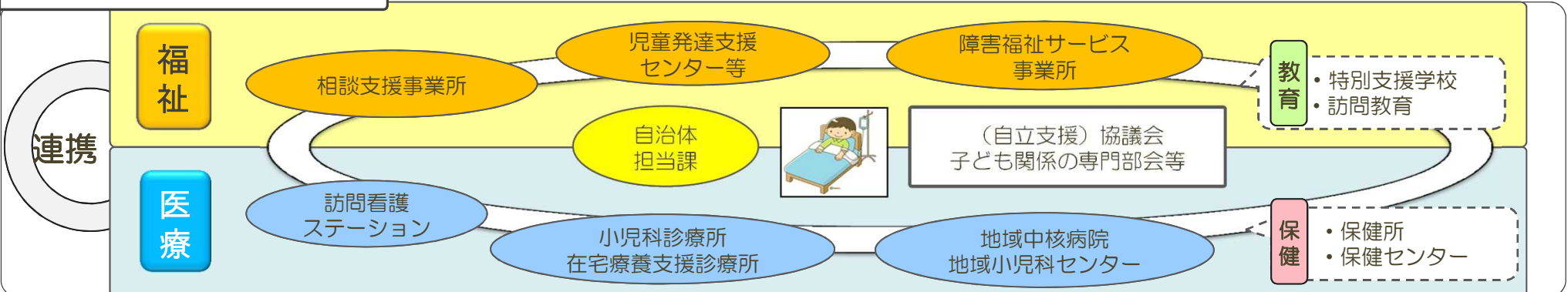
出典：社会医療診療行為別調査

◆ 育児や療育、在宅での生活等の全般に関する相談先

相談先	人	%
医療機関の職員(医師、看護師、MSW等)	692	77.4
訪問看護事業所等の職員(看護師等)	405	45.3
福祉サービス事業所等の職員	292	32.7
行政機関の職員(保健師等)	216	24.2
学校・保育所等の職員	317	35.5
知人・友人	412	46.1
患者団体・支援団体	46	5.1
その他	32	3.6
相談先がない・分からない	31	3.5

平成27年度厚生労働省社会・援護局委託事業「在宅医療ケアが必要な子どもに関する調査」速報値 (N=797(複数回答))

関係機関による連携イメージ図



平成 28 年 6 月 3 日
医政発 0603 第 3 号
雇児発 0603 第 4 号
障発 0603 第 2 号
府子本第 377 号
28 文科初第 372 号

{ 各都道府県知事
各指定都市市長
各中核市市長 } 殿

{ 各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号。以下「改正法」という。)が本日公

布され、改正法により新設された児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条の 6 第 2 項の規定が本日施行された。これにより、地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることとされたところである。

については、各地方公共団体におかれては、下記の趣旨及び留意事項を十分ご理解の上、所管内の医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に向けて、計画的に取り組んでいただくようお願いする。

また、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対する周知につき、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対する周知につき、それぞれお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

（参考）児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

記

1 児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項の趣旨

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している。このような医療的ケア児が在宅生活を継続していこうとする場合、その心身の状況に応じて、保健、医療及び障害福祉だけでなく、保育、教育等における支援も重要であり、また、当事者及びその保護者等が安心して必要な支援を受けるためには、関係行政機関や関係する事業所等が「利用者目線」で緊密に連携して対応することが求められている。

このため、今回の法改正においては、地方公共団体は、医療的ケア児がその心身の状況に応じて適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関連分野の各支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うための体制整備を図るよう努めることとされており、地域における連携体制の構築の中心となる役割を担い、実効性

のある取組につなげていただくことが期待されている。

あわせて、各分野における取組も着実に進める必要があるため、以下のとおり、分野ごとの留意事項をとりまとめているので、今後の各分野の施策のニーズ調査、立案、計画、実施等の段階において、十分ご配慮願いたい。

2 保健関係

母子保健施策は、低出生体重児の届出、新生児の訪問指導、乳幼児健診などを通じて、市町村（特別区を含む。）の母子保健担当者が広く乳幼児及びその保護者等と接触する機会となっている。市町村（特別区を含む。）の母子保健担当者は、母子保健施策の実施を通じ、医療的ケア児であることを把握した場合には、当該医療的ケア児が心身の状況に応じて適切な支援が受けられるよう、その保護者等に対し、必要に応じ、関係課室等について情報提供を行うとともに、保護者等の同意を得て、関係課室等と必要な情報の共有に努めるようお願いする。

3 医療関係

- (1) 在宅で生活している医療的ケア児やその家族が必要な訪問診療や訪問看護などの医療を受けながら生活することができる体制の整備が重要である。

都道府県が小児・在宅医療の提供体制を構築するに当たっては、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に規定する医療計画策定の参考として、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成24年3月30日付け医政指発0330第9号厚生労働省医政局指導課長通知。以下この3において「通知」という。）別紙「小児医療の体制構築に係る指針」において、一般小児医療を担う医療機関に求められる事項として、他の医療機関の小児病棟やNICU、PICU等から退院するに当たり、生活の場（施設を含む。）での療養・療育が必要な小児に対し支援を実施することや、通知別紙「在宅医療の体制構築に係る指針」において、退院支援から生活の場における療養支援、急変時の対応、看取りまで継続して医療が行われるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮すること等を示しており、関係機関間の連携体制構築について、十分ご配慮願いたい。

- (2) また、各都道府県が作成した事業計画に基づき実施する小児在宅医療を含めた居宅等における医療の提供に関する事業については、地域医療介護総合確保基金の活用が可能であり、これまでの実績として、小児在宅医療従事者育成のための研修会の開催や訪問看護ステーションを対象とした小児訪問看護相談窓口の設置等が実施されているところである。引き続き、その活用について十分ご配慮願いたい。

4 障害福祉関係

- (1) 医療的ケア児に関する地域のニーズや地域資源を把握し、必要な福祉的な支援に向けて計画的に体制を整備していくことが重要である。従来から、障害児についての支援体制を計画的に整備するため、障害福祉計画において必要な記載に

努めるよう基本指針（「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号））において示してきたところであるが、改正法による改正後の児童福祉法第 33 条の 19 から第 33 条の 25 までの規定に基づき、各地方公共団体は障害児福祉計画を策定することが義務付けられ、平成 30 年 4 月 1 日より施行されることとなったことから、今後は、これらを活用して、医療的ケア児の支援の体制の確保を図るようお願いする。

- (2) 特に、医療的ケア児を受け入れることができる短期入所や児童発達支援を必要としている医療的ケア児のための障害児通所支援等の確保が重要である。

平成 28 年度からは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく地域生活支援事業について、短期入所事業所の整備を推進するため、新規開設事業者を対象として、既存施設の取組の好事例等についての講習会の実施等（医療型短期入所事業所開設支援）を補助対象としているところである。また、平成 28 年度診療報酬改定において、医療型短期入所サービスによるものを含めた医療的ケア児等の受入れの体制が充実している入院医療機関の評価が引き上げられたほか、医療型短期入所サービスの利用中の医療処置等について診療報酬を算定できることが明確化されている。

医療的ケア児の状態やその家族の状況を踏まえ、地域における短期入所や児童発達支援のニーズを適切に把握し、医療的ケア児を受け入れることができる事業所を計画的に確保するよう、ご配慮をお願いする。

5 保育関係

保育所等における保育は、保護者が就労している場合など保育を必要とする子どもに対して一般的に提供されるものであり、医療的ケア児についてもそのニーズを受け止め、これを踏まえた対応を図っていくことが重要である。

「平成 27 年度障害者支援状況等調査研究事業『在宅医療ケアが必要な子どもに関する調査』」によると、調査対象となった医療的ケアを行っている子ども（0～5 歳）のうち約 2 割の子どもが保育所・幼稚園等を利用しているという結果が出ており、子どもの対応や保護者の意向、受入体制などを勘案して受入をお願いする。また、医療的ケア児については、看護師等の配置が必要となる場合もあるため、医療的ケア児の保育ニーズに応えられるよう、看護師等の配置等についてご配慮をお願いする。

なお、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号））において、障害、疾病など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すこととされていることを踏まえ、保育所等、

幼稚園、認定こども園においても、医療的ケア児のニーズを受け止め、これを踏まえた対応を図っていくことが重要である。

6 教育関係

障害のある児童生徒等が、学校において、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じることについては、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知）等においてかねてよりお願いしてきたところである。

また、学校において、医療的ケアを行うに当たっての基本的な考え方や関係機関との連携体制を整備することについては、「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」（平成 23 年 12 月 20 日付け 23 文科初第 1344 号文部科学省初等中等教育局長通知）において示してきたところである。

今後は、これらの基本的な考え方の下、今回の法改正の趣旨も踏まえ、医療的ケア児やその保護者の意向を可能な限り尊重しつつ、都道府県教育委員会と市町村教育委員会との連携に加え、関係部局や関係機関とも連携しながら、その教育的ニーズにより一層適切に応えられるよう、以下のとおりご配慮をお願いする。

- (1) 上記通知（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号）の第 2 「早期からの一貫した支援について」でお示したとおり、市町村の教育委員会が、保健、医療、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、医療的ケア児を含む障害のある児童生徒等に対する、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であり、都道府県の教育委員会においては、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施したりする等、市町村の教育委員会における教育相談支援体制に対する支援をお願いする。
- (2) 上記通知（平成 23 年 12 月 20 日付け 23 文科初第 1344 号）の「別添」でお示したとおり、学校において医療的ケア児が安全に、かつ安心して学ぶことができるよう、医療的ケアを実施する看護師等の配置又は活用を計画的に進めるとともに、看護師等を中心に教員等が連携協力して医療的ケアに対応するなどの体制整備に努めていただくようお願いする。その際、文部科学省において実施している公立の特別支援学校及び小・中学校への看護師等の配置などに対する補助事業を活用することが可能である。また、小・中学校等の特別支援教育支援員の配置については、地方交付税により措置しているところである。
- (3) 関係機関や関係部局と積極的に連携を行いながら、学校において医療的ケアを行う看護師等を確保するとともに、看護師等が学校において医療的ケア児に必要な対応を行う上で必要な研修の機会を充実するようお願いする。
- (4) 看護師等の養成課程において、医療的ケア児を含む障害のある子供の特性を学ぶ機会について、協力を求められた場合には、教育委員会において、特別支援学校等で実習を受け入れるなど、積極的に協力をお願いする。

7 関係機関等の連携に向けた施策

- (1) 医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場が必要である。そのため、地域において協議の場を設置し、定期的を開催することを願う。

協議の場については、(自立支援)協議会、医療的ケア運営協議会、慢性疾病児童等地域支援協議会、地方版子ども・子育て会議等の既存の会議の枠組みを活用することも考えられる。また、都道府県単位の設置・開催だけでなく、二次医療圏や障害保健福祉圏域、市町村単位の設置・開催も想定されるので、地域の実情に応じて検討することを願う。

- (2) 一人一人の医療的ケア児のためには、福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有した者により、その暮らしの設計を手助けできる調整者が必要である。そのため、地方公共団体等において重症心身障害児者等及び医療的ケア児の支援をコーディネートする者の育成を進めていくことを願う。
- (3) 地方公共団体の医療的ケア児の支援に関わる課室等は、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の幅広い分野のものとなることから、互いの連携体制を確保することが必要である。そのために、関係課室等が日頃から相談・連携できる関係性の構築に努めていただきたい。なお、連携体制の構築にあたっては、地域における連携体制の構築において先駆的に取り組んでいる地方公共団体の事例をまとめた「在宅医療及び障害福祉サービスを必要とする障害児等の地域支援体制構築に係る医療・福祉担当者合同会議」、「小児等在宅医療連携拠点事業」、「重症心身障害児等の地域支援に関するモデル事業」等の資料を参考に、地域の特性を踏まえつつ、連携体制構築の取組の推進を願う。

第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。平成29年3月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: H28年度末施設入所者の9%以上
- ・ 施設入所者数: H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 14.6万人～15.7万人に
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)
- ・ 退院率: 入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等の整備

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

4. その他の見直し

- ・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 難病患者への一層の周知
- ・ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等
- ・ 障害者の芸術文化活動支援

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- ・ 就労移行支援事業利用者: H28年度の2割増
- ・ 移行率3割以上の就労移行支援事業所: 5割以上
- ※ 実績を踏まえた目標設定
- ・ 就労定着支援1年後の就労定着率: 80%以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)